参考資料

資料1. 吉田町公共下水道事業に係る計画の概要 資料2. 用語解説

資料1. 吉田町公共下水道事業に係る計画の概要

計画の名称	策定年度	計画目標年次 または 計画期間	計画の概要
吉田町汚水処理施設 整備構想	平成 27 年度	令和8年度	今後 10 年程度での汚水処理施設の概成を目指すため、汚水処理施設の未整備区域において、実施可能な整備手法を定め、整備対象区域を明らかにしたもの。
吉田町公共下水道 全体計画	平成 28 年度	令和 17 年度	平成 27 年度に策定した汚水処理施設整備構想で示された汚水処理手法のうち、公共下水道による汚水処理区域を基に、計画目標年次における人口、汚水量などの諸元を設定し、諸元値に基づいた下水道施設・設備計画を定めたもの。
吉田町公共下水道 事業計画	平成 29 年度	令和6年度	公共下水道全体計画で定めた施設 のうち、計画目標年次までに整備を 実施しようとする主要な施設・設備 に係る計画のこと。事業計画は、下 水道法第4条に規定されている。
榛南·南遠広域都市 計画下水道(吉田町 決定)	_		都市計画法第14条の規定に基づき下水道施設の名称、位置、区域および排水区域を都市計画に定めたもの。
榛南·南遠広域都市 計画下水道事業 (都市計画事業認可)	平成 29 年度	令和6年度	都市計画法第 60 条により規定された計画で、下水道事業等都市計画事業の施行について県知事より認可を受けたもの。

計画の名称	策定年度	計画目標年次 または 計画期間	計画の概要
下水道施設ストックマネジメント計画 (実施方針の策定)	平成30年度	令和元年度 ~令和5年度	ストックマネジメントの考え方を 導入し、施設の延命化と長期的な管 理経費の抑制を図るため、予防保全 型の施設管理を基本とした、下水道 施設ストックマネジメント計画(実 施方針)を定めたもの。
下水道施設ストックマネジメント計画(点検・調査の実施、修繕・改築計画の策定)	令和元年度	令和元年度 ~令和5年度	実施方針で定めた 5 か年の点検・調査実施計画に基づき、「点検・調査の実施」及び「修繕・改築計画の策定」を定めたもの。
下水道施設津波浸水対策計画	平成 26 年度	短期: 令和2年度 中期: 令和7年度	津波浸水被害を受ける可能性の高い下水道施設の現状を分析し、津波波形や高さを想定した上で、効果的な津波浸水対策の立案を行うとともに、短期・中長期の津波浸水対策事業計画をまとめたもの。
下水道施設総合地震 対策計画	平成 28 年度	平成 29 年度 ~令和 3 年度	重要な下水道施設の耐震化を図る 「防災」、被災を想定して被害の最 小化を図る「減災」を組み合わせた 総合的な地震対策の方針を定めた もの。
下水道業務継続計画 (下水道 BCP)	平成 27 年度		地震・津波が発生した際において も、早期の下水道サービスを町民に 提供することを目的として、最低 限、準備しておくもの、下水道機能 の継続と早期回復のための優先業 務、どのように取りかかるか等の準 備・行動計画をまとめたもの。

資料2. 用語解説

【あ行】

◆ 一般会計(いっぱんかいけい)

国や地方公共団体の行政運営の基本的な経費を計上している会計のこと。本来1つの会計で経理されることが望ましいが、より合理的な方法で経理を行うため、一般会計のほかに特別会計を設けている。

◆ 枝線管きょ(えだせんかんきょ)

管きょのうち、幹線管きょ(下水を排除するための骨格をなす管きょ)に接続される小口径の管きょのこと。

◆ 汚水(おすい)

一般家庭、事業所、工場などから、生活、営業ならびに生産活動によって排出される排水のこと。

◆ 汚水処理費(おすいしょりひ)

下水道の管理に要する経費のうち汚水に係る維持管理費(管きょや処理場を管理したりするための動力費、電力費、人件費など)および資本費(下水道施設等の整備に係る費用)の合計のこと。

◆ 汚泥(おでい)

下水処理場や浄化槽などの汚水処理を行う工程で発生する泥状物質の総称のこと。通常、水分を多量に含み、有機物濃度が高く腐敗しやすい性質をもつ。

【か行】

◆ 開削工法(かいさくこうほう)

地表面より溝を掘削し、その中に管きょを埋設し、その後に埋め戻して路面 を復旧する工法のこと。比較的浅い管きょ埋設に用いられる。

◆ 改築・更新(かいちく・こうしん)

老朽化した施設や設備の機能を回復させるために、その全部または一部を再建設、取り替えを行うこと。

◆ 管きょ(かんきょ)

下水を収集し、排除するための施設のこと。地中に埋設されているものや、 蓋に覆われていない雨水排除のための水路などの形式があるが、汚水管きょは 地中に埋設されている。 ◆ 官公庁会計方式(かんこうちょうかいけいほうしき) 現金の収入及び支出の事実に着目して経理する現金主義の会計方式のこと。

◆ 官民連携(かんみんれんけい)

行政が行う各種行政サービスを、行政と民間が連携し民間の持つ多種多様な ノウハウ・技術を活用することにより、行政サービスの向上、業務効率化等を 図ろうとする考え方や概念のこと。

◆ 企業会計方式(きぎょうかいけいほうしき)

地方公共団体が、公営企業の経営基盤の強化や財政マネジメントの向上等に さらに的確に取り組むための民間企業と同様の会計方式のこと。

◆ 企業職員(きぎょうしょくいん)

公営企業の管理者の権限に属する事務の執行を補助する公務員のこと。

◆ 汲み取り(くみとり)

家屋などで発生したし尿を便槽に貯留しておき、バキューム車で吸い上げて 排出する方式のこと。水洗との対比で用いられる。

◆ 計画目標年次(けいかくもくひょうねんじ)

下水道計画の目標とされる年次のこと。下水道計画では、計画目標年次における下水道計画区域内の土地利用、人口、水利用などの状況を勘案して、下水道施設計画を策定する。

◆ 下水道区域内人口(げすいどうくいきないじんこう)

下水道の整備対象(整備済み、未整備に関わらない)となっている区域内の人口のこと。

◆ 下水道法(げすいどうほう)

下水道に関する事項、設置、管理の基準などを定めて、下水道の整備を行い、都市の健全な発達、公衆衛生の向上及び公共用水域の水質保全に資することを目的とする法律のこと。

◆ 減価償却費(げんかしょうきゃくひ)

時間の経過により資産の価値が減少した分に相当する金額を、費用として計上したもの。減価償却費を計上することで、原価から控除する形で資産価値を減少させるため、実態に近い資産価値を表示できる。

◆ 公営企業(こうえいきぎょう)

地方公共団体が企業として経営する事業のことで、下水道事業、水道事業、 病院事業などがある。

- ◆ 公共用水域(こうきょうようすいいき)
 河川、湖沼、港湾、沿岸海域その他公共の用に供される水域のこと。
- ◆ 口径(こうけい)円形管きょの内側の直径のこと。
- ◆ コミュニティプラント(こみゅにていぷらんと)

新規に造成される団地や既存の集落など、定住地域を中心にし尿や生活排水 を公共用水域に放流できるように処理する共同浄化施設のこと。

【さ行】

◆ 静岡県生活排水処理長期計画(しずおかけんせいかつはいすいしょりちょうきけいかく)

静岡県がその全域を対象とし下水道などの整備区域、整備手法、整備スケジュールなどを広域的かつ総合的に策定した長期計画のこと。

◆ し尿(しにょう)

人間の排泄物(大便と小便)のこと。

◆ 事務連絡(じむれんらく)

法令運用に直接関わらないが、周辺の細々したことを通知・依頼する内容の 文書のことで、中央省庁の直接の担当部署などから発出されるのが一般的であ る。

- ◆ 社会資本整備総合交付金(しゃかいしほんせいびそうごうこうふきん) 地方公共団体等が行う社会資本の整備その他の取組を支援することにより、 交通の安全の確保とその円滑化、経済基盤の強化、生活環境の保全、都市環境 の改善及び国土の保全と開発並びに住生活の安定の確保及び向上を図ることを 目的とする国からの補助金のこと。
- ◆ 集合処理施設(しゅうごうしょりしせつ) 下水道のように複数戸からの汚水を管きょで集約的に処理する施設のこと。

◆ 収支構造適正化(しゅうしこうぞうてきせいか)

下水道サービスを維持するため、下水道事業の費用構造を踏まえた望ましい 使用料体系等を整理・提示することを通じて、地方公共団体による下水道事業 の収支構造を適正に向けた取組を実施すること。

◆ 縦断図(じゅうだんず)

管きょの位置や高さを示すため、管きょ内の流れの向きに沿って示した断面 図のこと。

◆ 終末処理場(しゅうまつしょりじょう)

下水を最終的に処理して公共用水域に放流するために、下水道の施設としてて設けられる処理施設のこと。

◆ 受託工事収益(じゅたくこうじしゅうえき)

他の地方公共団体、公団、公社などから委託を受けて工事等を行う場合の収益のこと。 純粋な営業活動ではないため、企業固有の収益を計算する場合では、この収益は除いて算出される。

◆ 浄化槽法(じょうかそうほう)

浄化槽による生活排水の適正な処理を図るために必要な事項を規定した法律 のこと。

◆ 水質汚濁防止法(すいしつおだくぼうしほう)

公共用水域および地下水の水質汚濁防止を図るため、事業場などからの排水規制、総量規制および地下浸透規制などを定めた法律のこと。

◆ 推進工法(すいしんこうほう)

管きょを地中に押し込みながら掘削し、管きょを布設する工法のこと。比較的深い管きょや他の埋設管を避けて布設する場合に用いられる。

◆ ストックマネジメント計画(すとっくまねじめんとけいかく)

下水道施設全体の中長期的な施設状態を予測しながら、維持管理・改築を一体的に捉えて計画的・効率的に管理する計画のこと。

◆ 整備概成(せいびがいせい)

下水道などの整備が概ね完成すること。

◆ 施策(せさく)

目標達成や課題解決のために講じるべき計画・戦略で、理念としての政策等ではなく行政主体が対応し解決を図る実施策のこと。

【た行】

◆ 耐用年数(たいようねんすう)

固定資産が、その本来の用途に使用できると見られる推定の年数のことで、施設や設備の種類により異なる。

◆ 地下埋設物(ちかまいせつぶつ)

主に道路下に埋設された施設あるいは構造物のこと。水道、下水道、ガス、電気、NTT などの施設がある。

◆ 長期前受金戻入(ちょうきまえうけきんれいにゅう)

固定資産取得のために交付された補助金等について、減価償却見合い分を収益化したもので、現金を伴わない収益のこと。

◆ DB (でぃ-びー)

新設および改築更新する下水道施設・設備について、設計と施工を一体的に 発注すること。

◆ 土被り(どかぶり)

地下に埋設された管きょ、構造物などの天端から地表面までの距離のこと。

◆ 独立採算制(どくりつさいさんせい)

公営企業が、その経費を事業経営に伴う収入で賄う方式のこと。下水道事業などの地方公営企業においては、地方公共団体の営む事業として一般会計において負担する経費を除き、独立採算の原則に基づいている。

◆ 都道府県構想(とどうふけんこうそう)

各都道府県がその全域を対象とし下水道などの整備区域、整備手法、整備スケジュールなどを広域的かつ総合的に策定した構想のこと。

【は行】

◆ 排水設備事務(はいすいせつびじむ)

下水を公共下水道に流出させるために必要な排水管などを排水設備とよび、排水設備工事の届け出・承認、検査などに係る事務のこと。

◆ 補填財源(ほてんざいげん)

下水道施設の建設改良に必要な経費である資本的収支における財源不足を補い、収支のバランスをとるために使用される財源のこと。この財源は、減価償却費などの現金の支出を伴わない費用などによって内部に残る資金などがある。

【ま行】

- ◆ マンホールポンプ(まんほーるぽんぷ) 自然勾配の流下で排水させることが地形的に困難な下水を排除するため、マンホール内に設置した水中ポンプにより揚水して排除する施設のこと。
- ◆ 水需要(みずじゅよう) 水道水、農業用水、工業用水などの生活や事業に必要とされる水の量のこと。

【や行】

- ◆ 吉田町第5次総合計画(よしだちょうだい5じそうごうけいかく) 吉田町総合計画の策定に関する条例第3条の規定に基づき、町の持続的発展 及び住民福祉の向上を図るため、町政運営の基本的かつ総合的な指針のこと。
- ◆ 吉田町都市計画マスタープラン(よしだちょうとしけいかくますたーぷらん) 長期的な見通しをもって総合的・一体的なまちづくりを進めていくための吉田町の都市計画に関する基本的な方針をまとめた計画のこと。
- ◆ 吉田町牧之原市広域施設組合(よしだちょうまきのはらしこういきしせつくみあい) 吉田町と牧之原市(旧榛原町地区)の広域的な行政サービスを提供するため に運営されている組織のこと。吉田町牧之原市広域施設組合の事業には、し尿 処理施設、ごみ処理施設、火葬場、学校給食共同調理場がある。
- ◆ 予防保全(よぼうほぜん)

下水道施設、設備の劣化などの推移を適切に予測し、事故の発生を未然に防ぐ管理手法のこと。

【ら行】

◆ 流量計算(りゅうりょうけいさん)

下水が管きょ内に流れる量を管きょが受け持つ区域などから算定することで、この流量計算に基づき、適切な管きょ規模(口径など)の設計や検証が行われる。